

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成23年10月6日(2011.10.6)

【公開番号】特開2010-98943(P2010-98943A)

【公開日】平成22年4月30日(2010.4.30)

【年通号数】公開・登録公報2010-017

【出願番号】特願2009-235952(P2009-235952)

【国際特許分類】

H 02 G 1/14 (2006.01)

H 01 R 24/00 (2011.01)

【F I】

H 02 G 1/14 C

H 01 R 15/12

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月19日(2011.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

各々が帯状束内に配置されるライン用の複数のホースを備えるホースバンドル要素を接続するためのホースバンドル継手であって、

第1の接続側面および第2の接続側面を備え、これらの接続側面の間にライン接続のための通路が形成されるフランジ担体と、

前記ホースバンドル要素のホースをフランジ接続するための、前記第1の接続側面および前記第2の接続側面上の固定機器と、

を有し、

第1の電気ラインおよび第2の電気ラインの間のプラグ型式の接続のための少なくとも1つの受け要素が前記フランジ担体に形成され、

カバー部材が前記フランジ担体に設けられ、このカバー部材を前記電気プラグ型式の接続部が覆われる閉位置と前記プラグ型式の接続部にアクセス可能とする解放位置との間で移動させることができる、

ホースバンドル継手。

【請求項2】

請求項1に記載のホースバンドル継手であって、前記受け要素が、前記第1の電気ラインのプラグおよび前記第2の電気ラインの対合プラグを受けるように設計されている、ホースバンドル継手。

【請求項3】

請求項1に記載のホースバンドル継手であって、前記プラグ型式の接続部が、前記プラグと前記対合プラグを連結するためのクランプナットを備え、前記クランプナットは、前記カバー部材の前記解放位置で動かすことができる、ホースバンドル継手。

【請求項4】

請求項1に記載のホースバンドル継手であって、

前記カバー部材が、環状カラーを有するスリーブを備え、

前記カバー部材が、前記フランジ担体内の凹部内に変位可能になり得るように搭載される、

ホースバンドル継手。

【請求項 5】

請求項4に記載のホースバンドル継手であって、前記カバー部材が、前記フランジ担体と前記環状カラーの間に配置されるスペーサーによって前記閉位置に保持される、ホースバンドル継手。

【請求項 6】

請求項1に記載のホースバンドル継手であって、電気ライン用の固定機器が前記カバー部材上に設けられる、ホースバンドル継手。

【請求項 7】

請求項1に記載のホースバンドル継手であって、電気ライン用の前記固定機器がライン用の前記ホースのための前記固定機器に対応する、ホースバンドル継手。

【請求項 8】

帯状束内に配列される複数のホースを有する少なくとも2つのホースバンドル要素を備え、前記ホースバンドル要素がホースバンドル継手によって互いに連結されるホースバンドルであって、

請求項1に記載のホースバンドル継手が設けられ、

プラグ型式の接続部を介して互いに接続される、少なくとも第1の電気ラインと第2の電気ラインが設けられ、

前記プラグ型式の接続部が、前記フランジ担体の受け要素内に配置される、
ホースバンドル。

【請求項 9】

請求項8に記載のホースバンドルであって、前記ライン用の前記ホースがそれぞれ、それらの端部のところに前記フランジ担体上でフランジ要素に固定できる接続要素を有する、ホースバンドル。

【請求項 10】

請求項9に記載のホースバンドルであって、少なくとも1つの電気ラインが、フランジ要素に固定可能な接続要素を有するホースによって取り囲まれる、ホースバンドル。

【請求項 11】

請求項8に記載のホースバンドルが設けられる、建設機械、特にトレンチウォールカッター。